



島根県報

令和8年9月11日（金）

号外 第 9 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第533号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	出雲多伎イ ンター線	出雲市多伎町久村2322 番7地先から同2323番 1地先まで	前	メートル 27.10～ 52.10	メートル 86.00	出雲県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	7.10～ 39.50	86.00		
〃	〃	出雲多伎町久村121番4 地先から同2322番7地 先まで	前	A 5.90～ 22.80	213.90	出雲県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 20.90～ 50.80	212.00		
			後 B	14.40～ 48.40	212.00		
〃	津和野田万 川線	鹿足郡津和野町高峯 1050番2地先から同 1043番2地先まで	前	6.28～ 6.62	27.05	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	嵩上げに伴う防護柵付 替え 拡幅
			後	6.74～ 7.81	27.05		
〃	〃	鹿足郡津和野町田二穂 1050番2地先から同 1042番1地先まで	前	9.01～ 26.12	148.89	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	11.81～ 29.11	148.89		

島根県告示第534号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	出雲多伎インター線	出雲市多伎町久村121番4地先から同2323番1地先まで	メートル 298.00	令和8年 9月11日	出雲県土整備 事務所	